4　利益剰余金						
(a)　利益準備金						
(b)　その他利益剰余金						
（何）積立金（又は(何)準備金）						
繰越利益剰余金						
利益剰余金合計						
5　自己株式（借方）						
6　自己株式申込証拠金						
株主資本合計						
Ⅱ　評価・換算差額等						
1　その他有価証券評価差額金						
2　繰延ヘッジ損益						
3　土地再評価差額金						
評価・換算差額等合計						
Ⅲ　新株予約権						
純資産合計						
負債・純資産合計						

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合に作成すること。

２　貸借対照表日において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。